\bigcirc 農厚内 林生閣 水労府 産働 省省 令

号

民 間 事 業 者 等が 行 う 書 面 \mathcal{O} 保 存 等 に お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る法 律 平 成 +六 年 法 律 第 百 兀 +

九 号) 第三条第 項、 第 匹 条 第 項 及 \mathcal{U} 第三 項 第 五. 条第 項 第六 条 第 項 並 び に 民 間 事 業 者等 が 行 う 書

面 \mathcal{O} 保 存 等 に お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 12 関 す る 法 律 施 行 令 平 成 + 七 年 政 令 第 八号) 第二条第 項 \mathcal{O} 規

定 に 基 づ き、 協 同 組 織 金 融 機 関 \mathcal{O} 優 先 出 資 12 関 す る 法 律 に 係 る 民 間 事 業者等が 行 う 書 面 \mathcal{O} 保 存 等 12 お け る 情

報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 12 関 す る 命 令を 次 \mathcal{O} ように定め る。

平成 +七 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 小 泉 純 郎

厚 生 労 働 大 臣 尾 辻 秀 久

農 林 水 産 大 臣 島 村 宜 伸

協 同 組 織 金 融 機 関 \mathcal{O} 優 先 出資に関 はする法律に係る民間事業者等が た行う書 面 \mathcal{O} 保 存 等に な け る情 報通 信

 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 す Ź 命 令

(趣旨)

第一条 民間事業者等が、 協同 組織金融機関の優先出資に関する法律 (平成五年法律第四十四号) (以下「

優 |先出資法」という。) に係る保存等を、 電磁的 記 録 を使用して行う場合につい て は、 他 \mathcal{O} 法 律 及 び法 律

に基づく命令 (告示を含む。) に特 別 の定 \otimes \mathcal{O} あ る場へ 合を除っ くほ か、 この 規 則 の定めるところによ

(定義)

第二条 この命令において使用する用語は、 特別の定めのある場合を除くほか、 民間事業者等が行う書面 \mathcal{O}

保 存等 に おける情報 通 信 の技 術 の利 用に関 する法律 (以 下 「法」という。 にお いて使用する用 語 0) 例 12

よる。

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条第 項の主務省令で定める保存は、 優先出資法中、 次に掲げる規定に基づく書面 の保存と

する。

一第二十一条

二 第二十五条

三 第三十五条

(電磁的記録による保存)

第四 _ 条 民 間 事業者等が、 法第三条第 項 \mathcal{O} 規定に 基づき、 前条各号に掲げ る法令の 規 定に 基づくす 書 面 \mathcal{O} 保

ばならない。

存

に代

えて

当

該

書

面

に

係

る

電

磁

的

記

録

 \mathcal{O}

保

存

を

行

?う場:

合

は、

次に

掲

げ

る方

法

 \mathcal{O}

1

ず

れ

か

に

ょ

り

行

わ

な

け

れ

作成された電 磁 的 記 録 を民間 事 業者等 \mathcal{O} 使 用 に係る る電 子 計算機 に備 えられ たファイル 又 は 磁 気デ イ ス

ク、 デ 1 • 口 Δ そ 0 他 これ らに 準 ず る方法 に ょ り 一 定 \mathcal{O} 事 項 を 確 実 12 記 録 L て おくことが でき

る物 (以 下 磁磁 気ディ ス ク 等」 という。) を ŧ 0 て 、調製す るフ ア 1 ル 12 より 保 存 す る方法

書 面 に記 載され てい る事 項をスキ ヤナ (これに準ず Ź 画 像 読 取 装置を含む。 によ り読 み取ってでき

た電 磁 的 記 録 を 民 間 事 業者 等 \mathcal{O} 使 用 に係 る電 子 計算 機 に備 えら れ たファイ ル 又 は 磁 気デ イ ス ク等をも

7 調 製 す る フ ア 1 ル に ょ り 保 存 す る 方法

2

民 間 事 業者等が 前 項 \mathcal{O} 規 定に 基づき、 前条各号に掲げる法令の規定に基づく書 面 の保存 に代え て当

書 面 に 係 る電磁的 記 録 の保 存を行う場合は、 必要に応じて電磁的 記 録を電子計 算機 \mathcal{O} 映 像 面 12 表 示 及び書

面に出力することができなければならない。

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五 条 法第四 条第 項 の主務省令で定める作成は、 優先出資法第三十五条の規定に基づく書 面の作成とす

る。

(電磁的記録による作成)

第六条 民間 事業者等が、 法第四条第一 項の規定に基づき、 優先出資法第三十五条の規定に基づく書面 の作

成 に代えて当 該 書 面 に 係 る電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 作 成を行う場合 は、 民 間 事 業者等 \mathcal{O} 使用 に 係 る電 子 計 算 機 に 備 え

5 れたファ 1 ル に 記 録する方法又は 磁気ディスク等をもって調製する方法により作 成を行わ なけ れ ば なら

ない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第 七 条 優 先 出 資法 第三十 五 条 \mathcal{O} 規 定 に 基づ く書 面 \mathcal{O} 作 成 に お 1 7 記 載すべ き事 項とされ た記 記名押印 に 代

るも のであって、 法第四条第三 項に規定する主務省令で定めるものは、 電子署名 (電子署名及び認 証 業務

に · 関 する法律 (平成十二年法律第百二号) 第二条第 一項の電子署名をいう。) とする。

、法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五名 条第 項の主務省令で定める縦覧等は、 優先出資法中、 次に掲げる規定に基づく書面 田の縦覧

等とする。

一 第二十一条

二 第二十五条

三 第三十五条

(電磁的記録による縦覧等)

第九 条 民間 事 業者等 が、 法第一 五条第一 項の 規定に基づき、 前条各号に掲げる規定に基づく 書 面 の縦 覧等 に

代えて当 |該書| 面 に係る電磁的 記 録 に 記録され 7 7) る事 項 \mathcal{O} 縦覧等を行う場合は、 当 該 事 項を民間 事 ,業者:

 \mathcal{O} 事 務 所 に 備 え置 でく電 子 計算 機 \mathcal{O} 映 像 面 に お け る 表 示 又 は 当該 事 項を記れ 載 L た書類に より行 わ な け れば な

らない。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第 項の主務省令で定める交付等は、 優先出資法第三十五条の規定に基づく書面 の交付等

とする。

(電磁的記録による交付等)

第十一 条 民 間 事 業者等が、 法第六条第 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 優先出資法第三十五 条 0 規定に基づく書 面 \mathcal{O}

交付 等に代 えて当 該 書 面 に · 係 る 電 磁 的 記 録 に 記 録 され 7 7 る 事 項 \mathcal{O} 交付等を行う場 合 は、 次 に 掲 げ る方 法

により行わなければならない。

電子情報 報 処 理 組 織 を使用する方法のうちイ又は 口 に 掲げる ŧ \mathcal{O}

1 民 間 事 業 者 等 \mathcal{O} 使用 に 係 る電 子 計 算 機 及と交付 等 \mathcal{O} 相 手 方 0 使 用 に係 る電 子計算 機とを接 続 する電 気

通 信 回 線を 通じ て送信 当 該 相 手 方 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に 備 えら れ たフ ア イル に 記 録 す る方 法

口 民 間 事 業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル に記 録され た書 面 に記 載 すべ き事 項 を

電 気 通 信 口 線を通じて交付等の 相手方 \mathcal{O} 閲 覧に供 Ļ 当 該 相 手 方 \mathcal{O} 使用 12 係 る電 子 · 計算 機 に 備 え 5 れ

た フ ア 1 ル に . 当 該 事 項 を 記 録 す る 方法 法 第 六 条第 項 に 規 定す る方 法 に ょ る交付 等を受け る 旨 \mathcal{O} 承

諾 又 は 受け な い旨 \mathcal{O} 申出をする場合にあって は、 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルにその旨を記録する方法)

磁 気ディスク等をもって 調製するファイル に 書 面 に記載すべき事項を記録 したものを交付する方法

2 前 項に掲げる方法は、 交付等の 相 手方が ファ 1 ル ^ \mathcal{O} 記録を出力することによる書面を作成することが

できるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間 事 業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一

項 \mathcal{O} 規 定により示すべき方法 \mathcal{O} 種 類 及び内 |容は、 次に掲げ る事 項とする。

前 条 第 項 E . 規 定する方法 山のうち 民 間 事業者等が 使用する ŧ \mathcal{O}

一 ファイルへの記録の方式

附則

(施行期日)

第 条 \mathcal{O} 規 則 は 平 成 十七七 年 应 月一 日 か 5 施 行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この 規 則 \mathcal{O} 施 行前に L た行為に対する罰則 の適用については、 なお従前 の例による。